

新市庁舎移転に向けた議会運営等の検討
理事会協議結果（12月19日）

1 本会議関係

| 項 目 | 協 議 結 果 |
|---|--|
| (1) 押しボタン式投票による表決 (棄権の扱い) | (全会一致) ・運用・対応案のとおりとすること |
| (2) 質疑・質問 ①発言持時間(質問時間全体の延長、 少数会派の最低時間の確保) | (多数意見) ・現行どおりとすること (少数意見) ・予算代表質疑を少数会派も含めて実施すること、 一般質問を複数日行い、質問時間全体を延長すること |
| ②質疑・質問形式(質問回数制限の 見直し・一問一答の選択制) | (多数意見) ・現行どおりとすること (少数意見) ・持ち時間の範囲内で2回以上の質問を認めること、 一問一答の選択制とすること |
| ③追加質問の自席での実施 | (多数意見) ・運用・対応案のとおりとすること (少数意見) ・マイクを設置し、自席での質問を実施すること |
| (3) 答弁 ①事実確認的な質問への答弁者検討 | (全会一致) ・運用・対応案のとおりとすること |

2 複数会議共通事項・その他

| 項 目 | 協 議 結 果 |
|--|--|
| (1) 議会審議のICT化 ②ペーパーレスの取組 | (全会一致) ・運用・対応案のとおりとすること |
| ③電子機器活用のための環境整備 | 内容について確認し了承。 |
| (2) 議会運営に関する案件 ①議会改革に係る協議における少数会派等の参加 | (多数意見) ・現行どおりとすること (少数意見) ・議会改革に係る協議において、少数会派等も参加する仕組みとすること |
| ②交渉団体会派（人数制限撤廃等） | (多数意見) ・現行どおりとすること (少数意見) ・人数要件及び交渉団体会派を対象とした規定を緩和すること |
| ③週末及び夜間議会の開催 | (多数意見) ・現行どおり開催しないこと (少数意見) ・週末及び夜間議会を開催すること |
| ④議会報告会、対話集会の開催 | (多数意見) ・現行どおり開催しないこと (少数意見) ・議会報告会、対話集会を開催すること |
| (3) 運営理事会の公開・記録作成 | (多数意見) ・現行どおりとすること (少数意見) ・運営理事会を公開し、記録を作成すること |
| (4) 市長専決処分事項指定の件の改正 | 内容について確認し了承。 |
| (5) 傍聴関係 ①委員会の傍聴 | (全会一致) ・運用・対応案のとおりとすること |
| (6) その他 ①市会図書室における過去の委員会等記録の公開に向けた検討 ②会議資料の市会図書室への配架 | (全会一致) ・運用・対応案のとおりとすること |

※以下の2件は理事会継続協議

2-(1)-① 電子機器の活用

2-(5)-② 議場及び委員会室での写真撮影の取扱い

押しボタン式投票による表決（棄権の扱い）

1 現行

【横浜市会会議規則第 58 条（表決義務）】

- ・採決の際、議場にいる議員は、表決の数に加わらなければならない。

2 運用・対応案

- ・議場にいる議員は、賛成・反対のいずれかのボタンを選択しなければならない。
- ・やむを得ず、いずれも選択できない場合は、従来どおり退席することとする。

発言持時間（質問時間全体の延長、少数会派の最低時間の確保）

1 現 行

【市会運営委員会申し合わせ・確認事項】

- ・ 発言時間（答弁時間を除く）は、本会議 1 日単位の会派（無所属を含む）持時間制による。
- ・ 予算関連質疑は、予算市会及びこれに準ずる市会において 1 日間行う。
- ・ 一般質問は、予算市会、これに準ずる市会及び初市会を除く定例会において 1 日間行う。
- ・ 少数会派の最低時間は設けていない。

【参 考】各質疑・質問における議員 1 人当たりの持時間

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 予 算 代 表 質 疑 | 2.47 分 (200 分 ÷ 81 人) |
| 予算関連質疑・一般質問・議案関連質疑 | 2.33 分 (200 分 ÷ 86 人) |

質疑・質問形式（質問回数制限の見直し、一問一答の選択制）

1 現 行

【横浜市会会議規則】

- ・ 質疑は、同一議員につき同一議題について2回をこえることができない。
- ・ 質問は、同一議員について2回をこえることができない。
- ・ 本会議では一括質問・一括答弁を行っている。

追加質問の自席での実施

1 現 行

(1) 関係例規等

【横浜市会会議規則第 43 条】

- ・ 発言は、すべて議長の許可を得た後、演壇でしなければならない。ただし、簡単な事項で、議長が特に許可した場合は議席で発言することができる。
- ・ 現行では、2 回目の質問は、1 回目の質問と同様に演壇で行っている。

(2) 新たな議場における設備

- ア 将来的に自席発言等を行うことになった場合でも対応できるよう、マイク設置が可能な配線とジャックを整備している（平成 29 年 9 月 22 日運営委員会決定）が、マイクそのものは設置していない。
- イ インターネット中継用カメラの操作や発言時の音量調節を行う会議システムは、演壇での発言を想定して構築されていることから、自席での発言を行う場合、システムの改修等が必要となる。

2 運用・対応案

実施に当たってはマイクの設置やシステムの改修等が必要となることから、実施時期や実施方法の詳細については移転後に改めて検討する。

事実確認的な質問への答弁者検討

1 現 行

- ・主に市長、行政委員会の長及び公営企業管理者が答弁をしている。

2 運用・対応案

本会議は政策論議の場であることを踏まえ、実績・事業内容等の具体的質問については、副市長が答弁できるものとする。

ただし、当局はこれまでどおり、答弁者について質問者の意向を尊重するものとする。

ペーパーレスの取組

1 運用・対応案

(1) 議案書や委員会資料等をデータファイル化し、電子機器からアクセスして審議・審査を可能とする仕組みを検討する。

【データファイルでの運用を検討する資料】

例 議案書、委員会資料、予算・決算特別委員会の局別説明書や各局の予算概要・事業概要書、請願・陳情書（写）

(2) 新市庁舎移転後、現在紙で配付されている本会議や委員会の開会通知や招集通知等は可能な限りデータファイルでの運用に切り替える。

【データファイルでの運用に切り替える資料】

例 開会通知・開議通知（本会議）、招集通知

電子機器活用のための環境整備

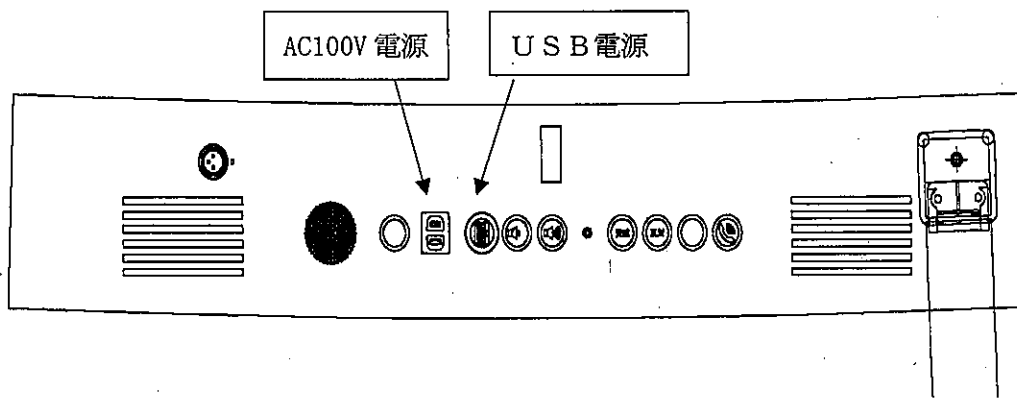
1 新市庁舎の設備

・通信環境

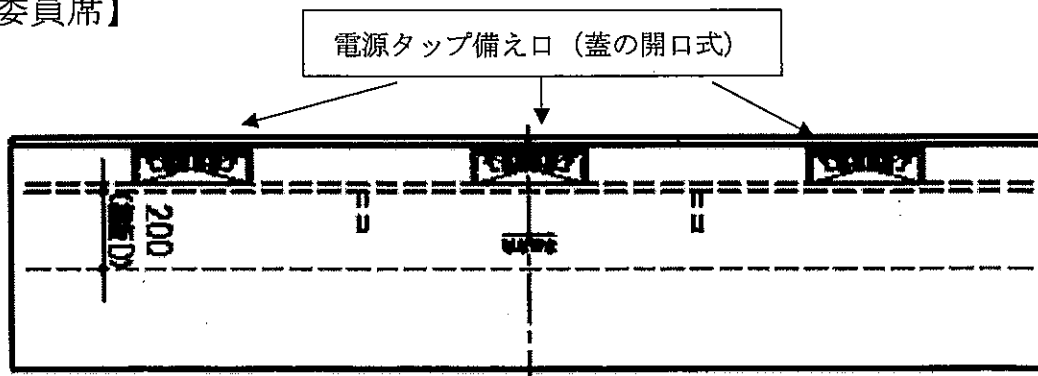
将来的に、審査中にインターネットを利用する等の場合に対応できるよう、議場及び委員会室にアクセスポイントを設置しています。

・議席・委員席の電源設備

【議席】



【委員席】



議会改革に係る協議における少数会派等の参加

1 現行

- ・議会改革に係る協議については、市会運営委員会において協議している。
- ・市会運営委員会においては、これまでも案件に応じて、非交渉会派・無所属議員から意見を募り、それを踏まえ協議を行っている。

交渉団体会派

1 交渉団体会派の要件

(1) 本市の要件

交渉団体とは 5人以上の所属議員を有する会派をいう。

【市会運営委員会申し合わせ・確認事項(S50.5.6)】

(2) 政令市の人数要件

| | | |
|------|-----|---------------------------------------|
| 3人以上 | 6市 | 札幌、相模原、新潟、堺、広島、熊本 |
| 4人以上 | 4市 | 千葉、静岡、浜松、福岡 |
| 5人以上 | 10市 | 仙台、さいたま、川崎、名古屋、京都、 大阪、神戸、岡山、北九州、横浜 |

2 交渉団体会派を対象とした主な規定等

(1) 議会運営委員会の委員

ア 本市規定

委員は 交渉団体会派から案分比率により選出

イ 委員を交渉団体会派のみとしている政令市

19市《堺市以外 ※本市含む》

(2) 会派代表者会議の構成員

ア 本市規定

正副議長・各会派（交渉団体）の団長

イ 構成員（正副議長除く）を交渉団体会派のみとしている政令市

12市《札幌、千葉、川崎、相模原、名古屋、京都、大阪、神戸、北九州、
福岡、熊本、横浜》

(3) 広報会議の構成員

ア 本市規定

交渉会派から選出された各1人の議員をもって構成

イ 構成員を交渉団体会派のみとしている政令市

9市《仙台、千葉、相模原、新潟、名古屋、大阪、広島、北九州、横浜》

(4) 本会議における交渉会派のみを対象とした質疑・質問

ア 本市

予算代表質疑

イ 交渉会派のみが対象の質疑・質問を実施している政令市

10市《仙台、さいたま、千葉、川崎、静岡、浜松、名古屋、大阪、
北九州、横浜》

週末及び夜間議会の開催

1 現 行

- ・週末及び夜間議会は開催していない。

議会報告会、対話集会の開催

1 現 行

- ・横浜市会が主催する議会報告会、対話集会は開催していない。

運営理事会の公開、記録作成

1 現行

- ・運営理事会は公開していない。
- ・運営理事会の記録は作成していない。

市長専決処分事項指定の件の改正

1 現行

【市長専決処分事項指定の件】

- ・『民事訴訟法に基づく訴訟上の和解』について、市長において専決処分にするのできる金額の上限の定めがない。
- ・他の紛争解決に関する指定事項は、市長において専決処分にするのできる金額の上限を定めている。

2 確認内容

- ・『民事訴訟法に基づく訴訟上の和解』について、市長において専決処分にするのできる金額の上限を定めることを検討する。

参 考 市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分することができる。

- (1) 訴訟物の価額が 300,000 円以下の訴えの提起(第 4 号及び第 5 号に規定するものを除く。)に関する事。
- (2) 民事訴訟法に基づく訴訟上の和解(第 5 号に規定するものを除く。)に関する事。
- (3) 申立価額 200,000 円以下の民事調停(第 5 号に規定するものを除く。)に関する事。
- (4) 訴訟物の価額が 5,000,000 円以下の地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起(次号に規定するものを除く。)に関する事。
- (5) 市営住宅又は改良住宅の使用料の滞納があつた場合の使用料の支払又は住宅の明渡しに係る訴えの提起(支払を請求する使用料の額が 5,000,000 円以下のものに限る。)、和解及び民事調停に関する事。
- (6) 次の区分による金額以下で、法律上本市の義務に属する損害賠償の額を定める事。
 - ア 交通事故によるもの
 - 自動車損害賠償保障法施行令(昭和 30 年政令第 286 号)第 2 条第 1 項第 1 号イに定める保険金額
 - イ 交通事故以外によるもの
 - 3,000,000 円
- (7)・(8) 省略

委員会の傍聴

1 前提

(1) 現行

- ・ 常任委員会、市会運営委員会、特別委員会、予算・決算特別委員会の総合審査は委員会の許可を得た者が傍聴できる。
- ・ 予算・決算特別委員会の局別審査は傍聴を包括許可している。

参考 横浜市会委員会条例

第 13 条 委員会は、議員のほか委員会の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(2) 新市庁舎

- ・ 新市庁舎では、傍聴席を委員会室に 20 席、予算・決算特別委員会を行う大会議室に 40 席常設する。

2 運用・対応案

- ・ 本会議と同様、常任委員会、市会運営委員会、特別委員会、予算・決算特別委員会等も、許可制ではなく、公開することとし、例規を整備します。
- ・ 委員会等における傍聴人が守るべき事項等については、市会傍聴規則をもとに、例規を整備します。

【参考】本会議における傍聴に関する規定

＜横浜市会傍聴規則（抜粋）＞

第1条 会議を傍聴しようとする者は、別記様式による傍聴券又は傍聴証に所定事項を記入の上、係員に提示しその指示を受けて傍聴席に入らなければならない。

第3条 一般席で傍聴しようとする者は、会議当日、議会局で傍聴券交付申請簿に住所、氏名、年齢を記入し、一般傍聴券の交付を受け、若しくは議長の承認又は議員の紹介により特別傍聴券の交付を受けなければならない。

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物を携帯すると思われる者
- (2) 異様な服装をし、又は酒気を帯びている者
- (3) 傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は静粛を旨とし、かつ、次の各号の事項を守らなければならない。

- (1) 帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。
- (2) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話及び音の発生するポケットベル、電子手帳、パソコン等の情報通信機器は電源を切ること。ただし、報道関係者は、議長の許可を得て、パソコン等に限り使用することができる。
- (4) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 議場における言論に対し発言し、拍手をし、又はけんそう非礼にわたる行為をしないこと。
- (6) 許可なく撮影又は録音しないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席に入ることができない。

3 議長は、必要と認めるときは、警察官に処置を求めることができる。

(議場立入の禁止)

第10条 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入ることができない。

市会図書館における過去の委員会等記録の公開に向けた検討

1 現行

- ・委員会等の記録は、運営委員会において公開すると決定されたものより前に作成された記録については、公開していない。

【参考】委員会等の記録の保有及び公開状況

| 会議名 | 記録の保有状況 | 公開を決定した 運営委員会の開催日 | 公開状況 |
|----------------|-----------|----------------------|-------------------------------|
| 常任委員会 特別委員会 | 昭和 21 年以降 | 平成 10 年 2 月 9 日 | 平成 10 年第 2 回定例会以降 の開催分から公開 |
| 予算特別委員会 | 昭和 17 年以降 | | |
| 決算特別委員会 | 昭和 16 年以降 | | |
| 全員協議会 | 昭和 18 年以降 | 平成 12 年 6 月 28 日 | 平成 13 年 11 月 5 日開催分 から公開 |
| 運営委員会 | 昭和 22 年以降 | 平成 14 年 7 月 22 日 | 平成 14 年 4 月 3 日開催分 から公開 |

2 運用・対応案

市会図書館において、保有する委員会等の記録のうち、古いものから公開の準備を行い、令和 3 年度以降、準備の整ったものから配架して公開する。

公開の対象を含めた運用の詳細は、次年度検討を行う。

会議資料の市会図書室への配架

1 現行

- ・ 本会議や常任委員会等で使用した資料について、市会図書室に配架していない。

2 運用・対応案

- ・ 新市庁舎の市会図書室は一般利用も可能となるため、本会議等で使用した資料を配架する。

【資料を配架する会議】

- ・ 本会議
- ・ 市会運営委員会
- ・ 常任委員会
- ・ 特別委員会（予算・決算特別委員会を含む）
- ・ 特別委員会が設置する理事会、分科会
- ・ 全員協議会